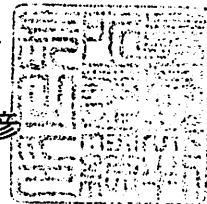


平成30年12月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

12月12日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分が本当に法5条1号及び6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

裁判所書記官又は裁判所事務官から簡易裁判所判事に任用された場合、どのような基準で簡易裁判所判事としての給料を決めることになっているかが分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、11月15日付けで、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件対象文書に記載されている情報は、簡易裁判所判事に任命された際の

報酬の決定事務に関与するごく一部の職員にしか知られることのない極めて機密性の高い性質のものであるところ、文書の標題も含め、これを公にすると、この情報を知った者に無用な憶測を生じさせたり、職員の適正かつ円滑な職務遂行に好ましくない影響が及ぶなどして、裁判所の人事事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、全体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号ニに定める不開示情報に相当する。

さらに、本件対象文書には、簡易裁判所判事に任命された際の報酬の決定に関する情報が記載されており、これを明らかにすると、特定の者の報酬に関する情報が明らかになる可能性があり、同情報は法第5条第1号に定める不開示情報である個人識別情報に相当する。

イ よって、本件対象文書を不開示とした原判断は相当である。